

(別記3)

## 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

### 第1 事業の趣旨

農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するには、地域の関係機関が連携し、農業への人材の呼び込みから、就農相談、研修、就農後の定着までの各段階において、就農希望者及び新規就農者の支援体制の構築が重要である。また、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項の地域計画をいう。以下同じ。）の策定により、将来の受け手が位置付けられていない農地が明らかとなった中、地域にとってはその解消が課題となる一方、就農希望者は、希望に見合った新たな農地を確保しづらいという課題を抱えている。

こうした重要性や課題に鑑み、将来の受け手が位置付けられていない農地等に就農希望者を誘致し、新規就農者として定着が図られるよう、複数機関が協働した効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の者に対するトータルサポート活動、そして、主に就農希望者を対象とした実践的な研修農場や就農に適した農地の整備等について、一体的に支援する。

### 第2 事業の概要

1 事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 新規就農者の誘致体制の整備（第7の1の事業）
- (2) 研修農場の整備（第7の2の事業）
- (3) 推進事業

2 取組主体、補助内容

(1) 新規就農者の誘致体制の整備

ア 取組主体は、第4のとおりとする。

イ 補助対象経費は、別表1-1のとおりとする。

ウ 補助率は定額とする。1地区当たりの補助上限は、200万円とする。ただし、第2の1の(2)の事業又は本事業と連携して農地整備等関連事業（第5の1の(3)の農地整備等関連事業をいう。）を実施する場合は、300万円とする。

(2) 研修農場の整備

ア 取組主体は、第4のとおりとする。

イ 補助対象経費は、別表1-2のとおりとする。

ウ 補助率は2分の1以内とする。

(3) 推進事業

ア 取組主体は、全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）とする。

イ 補助対象経費は、取組主体への交付事務等に要する事務等経費とする。

ウ 補助率は定額とする。

3 事業実施期間、目標年度

(1) 事業実施期間は、原則として3年間を上限とする。ただし、取組地区の採択については、毎年度行うこととする。

(2) 目標年度は、事業実施年度の翌年度から3年後とする。成果目標は、目標年度ま

での3年間における地域の新規就農者数の増加率とする。

- (3) 農地整備等関連事業を行う場合は、事業実施計画書で定める3年間のうちに実施する計画にする。

### 第3 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、第8の3の計画に基づく事業に要する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に対し、第8の2の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。
- 3 都道府県は、取組主体に対し、第8の1の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。
- 4 2及び3の規定にかかわらず、第5の1の（1）のただし書のイの場合、全国農業委員会ネットワーク機構が取組主体に補助金を交付するものとする。

### 第4 取組主体

第2の1の（1）及び（2）の取組主体は、以下の1から4までに掲げる団体等とする。

- 1 市町村
- 2 都道府県
- 3 協議会等（都道府県、市町村、農業関係団体、農業者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）
- 4 民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等）

### 第5 事業の要件

#### 1 体制要件

- (1) 都道府県、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）といった関係機関や農業者、農産物を買取り取る事業者等（以下「関係機関」という。）により、就農希望者を誘致したり、就農希望者及び新規就農者（以下「就農前後の者」という。）を支援したりする体制（以下「誘致体制」という。）が構築されている、又はされる見込みであること。ただし、第2の1の（2）の事業を実施する場合であって、以下の場合には、誘致体制の構築を不要とする。

ア 都道府県が取組主体となる場合

イ 研修生が取組主体の所在する都道府県以外で就農することが見込まれるため、当該取組主体が単独で事業を実施する場合

- (2) 誘致体制には、市町村が参画すること。また、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保に係る分野の担当機関が参画すること。ただし、第7の1の（1）に規定する複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築の実施により、誘致体制を充実化した結果、これらの機関が

参画することとなる場合を含む。

(3) 本事業と連携して次の事業を行う場合は市町村農業委員会及び農地中間管理機構が、それぞれ誘致体制に参画すること。

ア 第2の1の(2)の事業

イ 遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の1の(1)のエの事業をいう。以下同じ。）

ウ 農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる交付対象事業をいう。以下同じ。）

エ 畑作等促進整備事業（畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる交付事業をいう。以下同じ。）

オ 農地中間管理機構関連農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業をいう。以下同じ。）

カ その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長（北海道にあつては農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。第5の1の(1)のただし書のイの場合であつて、地方農政局長等（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。）の管轄を超えて就農する予定の場合には経営局長。以下同じ。）がこれに準じると判断した都道府県の事業を含む。）

## 2 計画要件

(1) 新規就農者参入促進計画（別紙様式第1号）が策定されていること。また、事業実施期間中に、当該計画をポータルサイト（別記5の第3の2の(1)のオの「新規就農支援ポータルサイト」をいう。以下同じ。）及び就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下「全国データベース」という。）に登録すること。ただし、1の(1)のただし書の場合は、新規就農者参入促進計画の策定を不要とする。

(2) 事業実施区域において、地域計画が策定されていること。くわえて、第7の2の事業を行う場合は、研修農場の用に供する農地、農地整備等関連事業（第5の1の(3)のイからカまでをいう。以下同じ。）を行う場合は、就農希望者が新たに就農するための農地が、目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けられていること又は、目標年度までに位置付けられることが確実であると認められること。ただし、1の(1)のただし書の場合は、この限りでないが、1の(1)のただし書のイの場合には、農業就農希望者が新たに就農するための農地が目標地図に目標年度までに位置付けられることが確実であることとする。

## 第6 農地整備等関連事業との連携

取組主体は、以下により、農地整備等関連事業と連携して、本事業を実施することができる。

## 1 採択時の配慮事項

事業実施計画書で定める3年間のうちに、農地整備等関連事業に着手することを計画している場合、第2の1の(1)又は(2)の事業の採択審査に当たり、ポイントを加算する。ただし、以下の場合においては、農地整備等関連事業を新たに実施しなくても、事業着手を計画したものとみなす。

- (1) 遊休農地解消対策事業を本事業着手年度の前年度に実施し、本事業の実施年度中に当該農地を貸し付ける予定の場合
- (2) 農地耕作条件改善事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間（農地耕作条件改善事業実施要綱第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。）にある場合
- (3) 畑作等促進整備事業を実施した後、達成状況の報告対象期間（畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第8の(1)に規定する達成状況の報告期間をいう。）にある場合
- (4) 農地中間管理機構関連農地整備事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）別紙1の第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。）にある場合

## 2 整備対象農地

本事業と連携して実施する場合における農地整備等関連事業の対象とする農地は、以下のとおりとする。

- (1) 本事業により整備する研修農場の用に供する農地
- (2) 就農希望者が新たに就農するための農地（就農希望者が就農するまでの間、地域の担い手の耕作の用に供する場合を含む。）

3 国は本事業を円滑に実施できるよう、農地整備等関連事業の採択に当たって配慮することとする。

## 第7 事業の内容

### 1 新規就農者の誘致体制の整備

以下の(1)から(3)までの中から必要な取組を実施する。

#### (1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

誘致体制に参画する複数の関係機関が協働し、就農前後の者の誘致・支援を効果的に行える体制を構築するために必要なコーディネータの設置、第7の2の事業や農地整備等関連事業の実施に向けた地域の合意形成、検討会の開催、先進地の視察、マニュアルの整備等の取組を実施する。

#### (2) 誘致の実践

地域に就農希望者を誘致するために必要な就農前後の者の誘致・支援プログラムの作成又は充実化、地域農業のPRコンテンツの作成、就農イベントへの出展、現地見学会の開催等の取組を実施する。

#### (3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施

就農前後の者をトータルサポートするために必要な取組を実施する。

##### ア 短期農業研修の実施

社会人や学生等の主に就農希望者を対象として、以下のとおり、生産と経営に関する内容を総合的に取り扱う2日～6か月間程度の研修を実施する。

(ア) 受講予定者の就農の意思を確認する。

- (イ) 学生を対象とする場合は、学校が受講を指示、承諾するなど、学習活動の一環として行うこと。
- (ウ) 研修コンテンツを自ら作成するため、電子機器等（別表 1－1 の費目「材料及び賃借料」における電子機器等をいう。）が直接必要な場合、リース又はレンタル（以下「リース等」という。）によること。ただし、リース等が困難な場合や購入の方が事業実施期間において安価な場合に限り、購入することができる。
- (エ) 就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。
- (オ) 本研修をポータルサイトに登録し、広く周知する。

#### イ 相談対応・指導等の実施

農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保といった新規就農時の課題について、相談対応や指導等を行うことができる者（以下「就農支援員」という。）を設置又は依頼する。

就農支援員は、誘致体制に参画する関係機関等と連携し、就農前後の者からの相談対応（別表 2－1）や指導等（別表 2－2）を行う。相談対応を行う場合は別表 2－1 の①から⑥まで、指導等を行う場合は別表 2－2 の①の取組を必須とする。なお、以下に留意すること。

- (ア) 就農支援員は、就農前後の者に対して、相談対応や指導等を行うことのできる十分な能力を有していること。
- (イ) 地域の先輩農業者に就農支援員を依頼する場合、支援対象となる就農前後の者（以下「支援対象者」という。）との関係が 3 親等以内でないこと。
- (ウ) 就農前の者を支援対象者とする場合、就農に向けた確たる意思を持っていることを取組主体において確認すること。
- (エ) 取組主体は、支援対象者と就農支援員の情報を別紙様式第 10 号により適切に取り扱い、漏えい、滅失、き損の防止その他の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じること。

## 2 研修農場の整備

取組主体が実施する実践的な研修に要する研修農場を整備する。

### (1) 要件

以下の要件を全て満たすこと。

#### ア 体制

- (ア) 取組主体（取組主体が協議会の場合は研修を主導する機関等）が定款、設置要領等及び研修計画を定めていること。
- (イ) 研修生を適切に指導できる者を設置すること。
- (ウ) 研修生の研修受講状況を適切に把握するとともに、その健康管理や事故防止に十分配慮すること。
- (エ) 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 3260 号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に基づき、就農のために必要な知識と技術

を習得できる研修機関であると都道府県が認め、研修情報をポータルサイトに登録すること。

## イ 研修内容

主に就農希望者を対象とし、以下の要件を満たす研修を実施する。ただし、研修の一部について、取組主体が整備する研修農場以外の農地を借り受けて実施し、都道府県の農業経営塾や農業大学校等における講習等を活用することができる。また、研修の妨げにならない限り、第7の1の(3)のアの短期農業研修の実施場所とすることができる。

- (ア) 研修期間はおおむね1年以上とし、年間おおむね1,200時間以上とすること。
- (イ) 研修時間のうち、実習に充てる時間が70%を下回らないこと。
- (ウ) 就農に必要な知識と技術を習得できる総合的な内容とすること。
- (エ) 研修生の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を含めるよう努めること。

## (2) 事業内容

### ア 研修農場の整備

以下のとおり、研修に必要な農業用施設の整備や農業用機械・設備の導入をする。

- (ア) 農業用施設及び農業用機械・設備（以下「農業用施設等」という。）は、研修目的に使用する共同利用のものとする。ただし、研修以外の時間帯において、研修目的に使用する総時間数を超えない範囲で、農業経営体等の研修のために必要な営農活動（農業用機械、設備、施設のメンテナンスや作物、家畜等の管理等）で利用することを妨げない（第5の1の(1)のただし書のイの場合、地方農政局長は、事業実施年度内に少なくとも1回、現地等にて関係者に対する聴取等により、実施計画書に記載された研修のために必要な営農活動での利用に係る必要性・妥当性、真に研修以外の時間帯において研修目的に使用する総時間数を超えない範囲で使用されているかを把握・確認することとする）。
- (イ) 本事業では、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）を適用しない。
- (ウ) 農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダ、バックホウ、パソコン、プロジェクタ等）については、補助対象としない。
- (エ) 事業費が整備又は導入（以下「整備等」という。）の内容ごとに50万円以上であること。中古機械又は中古施設（以下「中古施設等」という。）の場合には、これに加え、都道府県（第5の1の(1)のただし書のイの場合は地方農政局長）が適正と認める価格で取得されるものであること。
- (オ) 農業用施設等は、原則として新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下であること。ただし、農業用施設等が中古施設等である場合は、これに加え、同令第3条に基づく耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。
- (カ) 既存の農業用施設等の代替として同種・同能力のものを再整備等すること（いわゆる更新）に要する経費は、補助対象としない。
- (キ) 農業用施設等の整備等に伴う用地の買収、賃借に要する経費及び建設用地の

造成に要する経費は、補助対象としない。これらを補助対象にしたい場合、農地整備等関連事業の活用を検討すること。

- (ク) 自己資金若しくは他の助成により整備等を実施中又は既に終了しているものについては、補助対象としない。
- (ケ) 財産管理台帳（担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）別記様式第10号）を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。
- (コ) 本事業により導入する農業用施設等は、園芸施設共済や動産総合保険等に参加すること。また、施錠可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。
- (サ) 農業用施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数業者からの見積り提出等により、事業費の低減に努めること。
- (シ) 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

#### イ 研修農場の貸付け

研修修了生に農業用施設等を貸し付ける場合は、以下によるものとする。

- (ア) 貸付けの方法や相手方等は、都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長）との協議により決定する。これを変更する場合も同様とする。
- (イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費一助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される以内の金額とする。
- (ウ) 賃貸借契約は書面により行う。賃貸借契約の内容は、賃貸人又は取組主体と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意すること。

#### (3) その他

- ア 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により整備等した農業用施設等の法定耐用年数が残存する間に農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長）に報告するものとする。
- イ アにより取組主体から報告を受けた都道府県知事は、遅滞なく、地方農政局長に報告し、その指示を受けること。
- ウ 事業を適切に執行するため、都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長。（ア）において同じ。）及び全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じて以下の措置を講ずること。
  - (ア) 都道府県知事は、本事業により整備等した農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し適切に指導するものとする。
  - (イ) 全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県知事又は取組主体（第5の1

の（１）のただし書のイの場合（取組主体のみ）に対し、報告又は資料の提出を求め、指導及び助言を行うものとする。

エ 研修農場の整備に当たっては、市町村、市町村農業委員会及び農地中間管理機構と十分協議し、農地関係法令を遵守すること。また、取組主体の財務状況から、安定した事業運営が可能であると認められ、事業費のうち自己負担分について、適正な資金調達が可能であると見込まれること。

オ 本事業で導入する農業用施設等は、法定耐用年数を経過するまでの間、園芸施設共済等に継続的に加入するとともに、加入状況の共済組合への情報提供に協力すること。

## 第 8 事業実施計画

### 1 事業実施計画書

（１）取組主体は、別紙様式第 2 号により事業実施計画書を作成し、都道府県知事に提出し、その承認を得る。

（２）事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（１）の手續に準じて行う。

### 2 都道府県事業実施計画書

（１）都道府県知事は、事業実施計画書について、別表 3-1 から 3-3 までによりポイント付けの上、別紙様式第 3 号により都道府県事業実施計画書を作成し、地方農政局長に提出する。

（２）国は、取組主体について、第 2 の 1 の事業の種類ごとに、ポイントの高い順に予算の範囲内で採択する。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択する。

（３）地方農政局長は、採択された取組主体に係る都道府県事業実施計画書を承認し、別紙様式第 4 号により都道府県知事に通知する。

（４）都道府県事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（１）から（３）までの手續に準じて行う。ただし、新たな取組主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。

（５）国は、事業実施計画書が提出される前に、1 並びに 2 の（１）及び（２）に準じて、本事業の要望を把握する。

### 3 全国事業実施計画書

（１）全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第 5 号により全国事業実施計画書を作成し、経営局長に提出する。

（２）全国事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱第 10 の規定に基づく変更等承認申請書にこれを添付する。

（３）全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成し、経営局長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。

### 4 第 5 の 1 の（１）のただし書のイの場合、1 及び 2 は、以下のとおり読み替えるものとする。

（１）取組主体は、別紙様式第 2 号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を得るものとする。

（２）事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（１）の手續に準じて行うこととする。

- (3) 地方農政局長は、事業実施計画書について、別表3-1から3-3までによりポイント付けし、取組主体について、ポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。
- (4) 地方農政局長は、採択された取組主体に係る事業実施計画書を承認し、別紙様式第4号により通知するものとする。
- (5) 国は、事業実施計画書が提出される前に、本事業の要望を把握することとする。

## 第9 事業実績報告

### 1 事業実績報告書

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1か月が経過した日又は当該事業年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出する。

### 2 都道府県事業実績報告書

都道府県知事は、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告書を作成し、補助事業の完了の日から3か月が経過した日又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い日までに、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。地方農政局長は、これを速やかに経営局長に提出する。

### 3 全国事業実績報告書

全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実績報告書を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに、経営局長に提出する。

### 4 第5の1の(1)のただし書のイの場合、1及び2は、以下のとおり読み替えるものとする。

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1か月以内に、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。

## 第10 達成状況報告

### 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、別紙様式第6号により達成状況報告書を作成し、各翌年度の6月末日までに、都道府県知事に提出する。

### 2 都道府県知事による助言・指導

(1) 都道府県知事は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導を行う。

(2) 都道府県知事は、別紙様式第7号により都道府県達成状況報告書を作成し、各翌年度の7月末日までに、地方農政局長に提出する。

(3) 目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、都道府県知事は、取組主体に対して指導を行い、別紙様式第8号により改善計画書を提出させる。都道府県知事は、都道府県達成状況報告書と併せて、これを地方農政局長に提出する。

### 3 地方農政局長は、必要に応じて、都道府県に助言・指導を行う。また、地方農政局長は、2により提出された書類を速やかに経営局長に提出する。

### 4 国は、都道府県知事に対し、必要に応じ、取組主体の事業実施状況について、報告を求めることができる。

### 5 第5の1の(1)のただし書のイの場合、以下のとおりとする。

- (1) 取組主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、別紙様式第6号により達成状況報告書を作成し、各翌年度の6月末日までに、地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導を行うものとする。
- (3) 目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、地方農政局長は、取組主体に対して指導を行い、別紙様式第8号により改善計画書を提出させるものとする。

## 第11 適正な執行の確保

国は、事業執行状況又は事業効果を確認するため、取組主体、誘致体制の参画機関、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。この場合、取組主体等は、協力しなければならない。

## 第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表 1 - 1

第2の1の(1)の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体又は取組主体である協議会の構成員組織に属する者、臨時に雇用した者等（以下「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。</p>
賃 金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）及び農業協同組合の正職員に支払う賃金は、補助対象経費としない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p> <p>農業機械・設備を除く。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>

通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。
使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。
役員費	取組主体が直接実施することが困難である役員（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（研修・教育・PRコンテンツ等の作成等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。

(注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

2 謝金の額については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

別表 1 - 2

第 2 の 1 の ( 2 ) の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

費目	内容
農業用機械・設備 導入費	取得単価が 50 万円以上の農業用機械・設備の購入に要する経費 注：これらの据付等にかかる経費を含む。 注：リース又はレンタルによる導入は不可。
農業用施設整備費	農業用施設の新設、改良、リノベーション、撤去に要する以下の経費 1 工事費 2 実施設計費（設計は同一年度内に工事を行う場合に限る。） 注：リノベーションは、気密性や保湿性の向上等機能強化に要する改修等に限る。

別表 2 - 1 取組内容（相談対応）

項目		取組内容
① 必須	新規就農者参入促進会議の開催	誘致体制に参画する機関等が、新規就農者参入促進会議を定期的に行う。就農前後の者に関する情報共有やサポート方針の検討等を行う。 ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合にあつては、当該機関等が誘致体制に参画していない場合を含む。
② 必須	農地の相談	以下のとおり、就農前後の者に対し、農地のあつせんやその確保についての相談に対応する。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。 (ア) 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等実施要綱第3の5の(5)のシステムをいう。以下同じ。）により、就農前後の者の農地の保有状況を把握すること。このシステムにより把握し難い場合は、誘致体制に参画する機関、市町村農業委員会、農地中間管理機構等と連携すること。 (イ) 農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別表1の農地相談員をいう。）と連携し、必要に応じて関係者と調整すること。 (ウ) 就農前後の者が農地を確保した場合は、全国データベースに登録すること。
③ 必須	農業用施設等の相談	就農前後の者に対し、農業用施設等のあつせんやその確保についての相談に対応する。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。
④ 必須	就農計画の相談	青年等就農計画（基盤強化法第14条の4に定める青年等就農計画をいう。）などの就農計画の作成についての相談に対応する。
⑤ 必須	生活環境の相談	就農前後の者に対し、定着に必要な研修中の滞在施設、就農後の住宅及び保育施設等をあつせんしたり、その確保についての相談に対応する。
⑥ 必須	カルテの記録	別紙様式第9号により市町村からその利用を委任された全国データベースを活用し、以下の取組を行う。 (ア) 相談の対応状況について、相談者が個人の場合は市町村就農相談カルテ（別紙参考様式1）、法人の場合は参入相談カルテ（別紙参考様式2）（以下「カルテ」という。）に登録し、全国データベースにおいて適切に管理する。 (イ) 相談者が取組主体の所在市町村以外で農地を探す場合等においては、本人の了承を得て、全国センター（別記5の第3の2の(2)の「全国新規就農相談センター」をいう。以下同じ。）や都道府県（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。）とカルテを共有することができる。 (ウ) 就農後おおむね5年を過ぎた農業者について、支援が必要な場合は、重点支援対象候補者（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知。）別記1の第3の3の(2)の重点支援対象候補者をいう。）として、農業経営・就農支援センターに推薦できる。これに選定された場合、カルテの情報を経営相談カルテ（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第3の5の(1)のアの(ウ)）に引き継ぐことができる。
⑦	情報収集及び発信	地域における就農前後の者の呼び込みと定着に資する情報を収集し、新規就農者参入促進計画と併せて、ポータルサイト及び全国データベースに登録し、発信する。
⑧	交流会等の開催	就農前後の者が情報交換ができる交流会やネットワーク作りの場を提供する。
⑨	研修プログラム	就農に必要な知識と技術を習得できる研修（第7の2の(1)のイに係る

	の作成・充実化	研修を含む。)のプログラムを作成又は充実化する。
⑩	農業就業体験・ 現地見学会の 開催	農業者等の下での農業就業体験(第7の1の(3)のアを除く。)、現地見学会等を開催する。
⑪	その他	その他、就農前後の者からの相談対応に資する取組を行う。

## 別表2-2 取組内容(指導等の実施)

項目		取組内容
① 必須	指導の実施	就農前後の者に対し、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要な指導を行う。
②	研修会・講習会の開催	就農前後の者を対象として、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要な研修会・講習会を開催する。

別表 3-1

第2の1の(1)及び(2)の事業に係る配分ポイント

(満点：38ポイント)

項目		判断基準	ポイント
1	農地整備等関連事業の実施	農地整備等関連事業を併せて実施することを計画している。	10
2	体制	新規就農者参入促進計画の第2の2の全ての分野について、担当機関・部署が決まっている、又は事業実施後に決まる見込みである。 ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合で、同2の(1)のただし書に基づき新規就農者参入促進計画を作成していないときは、上記基準に相応する状況になっていること。	6
3	誘致・支援	新規就農者参入促進計画の第2の3の「その他」を除く全ての支援項目について、支援内容が記入されている、又は事業実施後に記入される見込みである。 ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合で、同2の(1)のただし書に基づき新規就農者参入促進計画を作成していないときは、上記基準に相応する状況になっていること。	6
4	住居のあっせん	就農前後の者が利用できる住居があらかじめ用意されている。 ※：用意している物件の状態、場所等がわかる資料を添付する。	2
5	農地のあっせん	就農希望者については①、新規就農者については①及び②を満たす。 ① 地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれている。 ② 目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みである。 ※：用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地図を添付する。	7
6	事業実施年度の翌年度から3年間の新規就農者の目標	事業実施年度の翌年度から3年間における新規就農者数の合計が、事業開始前3年間における合計の150%以上200%未満としている。	1
		事業実施年度の翌年度から3年間における新規就農者数の合計が、事業開始前3年間における合計の200%以上としている。	5
7	農山漁村における女性の登用	(1) 取組主体が市町村又は民間団体の場合 女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること)	1
		(2) 取組主体が協議会の場合 構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第6次男女共同参画基本計画等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること)	1
8	就農後の安定に資する取組	新規就農者が生産した農畜産物等を民間事業者等が買い取るなど、民間事業者等の参画により就農後の安定に資する取組が行われる。	1

別表 3-2

第2の1の(1)の事業に係る配分ポイント

(満点20ポイント)

項目	判断基準	ポイント
<b>複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築（第7の1の(1)）</b>		
誘致・支援体制の構築	複数機関が参画し、それぞれに明確な役割分担がされている、又はされる見込みがある。	2
	検討会の開催方針、マニュアルの整備等、事業実施後に自走できるような取組がなされる計画がある。	3
	新規就農者参入促進計画の期間内又は期間後に、農地整備等関連事業を行う見込みがある。 ①期間内に行う ②期間後に行う ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合において、「新規就農者参入促進計画」とあるのは「事業実施計画書で定める3年間」と読み替えるものとする。	3 2
	農地整備等関連事業に向けたスケジュールが具体的に分かる内容となっている。	2
<b>誘致の実践（第7の1の(2)）</b>		
誘致の実践	取組の時期、場所及び内容が明確になっている。	1
	対象や対象へのアプローチ方法が明確になっている。	1
	誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させる。 ①10名以上 ②5～9名 ③4名以下	3 2 1
<b>就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施（第7の1の(3)）</b>		
相談・指導の実施	農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野に関する相談対応や指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっている。 ①対応分野が3つ以上 ②対応分野が2つ	2 1
	常設の相談・指導窓口の設置など、就農前後の者が随時、相談や指導を受けられる状況になっている。	1
	主要な農作業工程に関する指導が受けられる。	1
	地域の推進品目全てに就農支援員を選定している、又はする予定である。	1

別表 3-3

第2の1の(2)の事業に係る配分ポイント

(満点20ポイント)

項目	判断基準	ポイント
1 指導体制	常勤の指導者がいる。	5
2 右記カリキュラムを実施する	スマート農業	2
	有機農業等の環境と調和のとれた農業	1
	GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証制度	1
	リスク管理（農業版事業継続計画（BCP）、保険制度等）	1
	労働環境改善（※1）、労働負荷削減のための見直し（※2）、マネジメント体制の強化（※3）に関する研修を実施する予定である。 ※1：就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等） ※2：作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等 ※3：人事制度や人材管理システムの導入等、労働・社会保険への加入等	1
3 経営モデルの策定	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。 ※：新規就農者参入促進計画の第3以外に、当該経営モデルの内容が分かる資料があれば、添付すること。	1
4 研修修了生の新規就農1年目の目標平均売上高	平均700万円以上	4
	平均500万円以上、700万円未満	3
	平均300万円以上、500万円未満	1
5 フォローアップ体制	研修終了後に、技術指導等を行う者（就農支援員等）による指導を行う予定である。	4